プレドニゾン
トリアムシノロン
特定スポーツにおける禁止される物質
P1　ベータ遮断剤
ベータ遮断剤は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。別段の定めがある場合には競技会外においても、禁止する。
アーチェリー（世界アーチェリー連盟）（注）
自動車（国際自動車連盟）
ビリヤード（全種目）（世界ビリヤード・スポーツ連合）
ダーツ（世界ダーツ連盟）
ゴルフ（国際ゴルフ連盟）
射撃（国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会）（注）
スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）及びスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））
水中スポーツ（世界水中連盟）（コンスタント・ウェイト・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、ダイナミック・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、フリー・イマージョン・アプネア、ジャンプ・ブルー・アプネア、スピアフィッシング、スタティック・アプネア、水中ターゲット・シューティング及びヴァリアブル・ウェイト・アプネア）
注　競技会外においても、禁止する。

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。
アセブトロール
アルプレノロール
アテノロール
ベタキソロール
ビソプロロール
ブノロール
カルテオロール
カルベジロール
セリプロロール
エスモロール
ラベタロール
レボブノロール
メチプラノロール
メトプロロール
ナドロール
オクスプレノロール
ピンドロール
プロプラノロール
ソタロール
チモロール

○厚生労働省告示第三百六十三号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成二十九年厚生労働省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。ただし、平成二十九年十二月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成二十九年十二月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

本則中「平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日」を「平成三十年一月一日から同年三月三十一日」に改め、別表第一中

平成29年			1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
			100	100	100	100
			100	100	—	—
			100	—	—	—
			—	—	—	—
			100	100	100	100
			100	100	100	100
			100	100	100	100